

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
の公布について

計 16 枚（本紙を除く）

Vol.1066

令和4年4月14日

厚生労働省老健局老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3948、3989)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和4年4月14日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を
改正する告示について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等の一部改正に係る答申等が得られたところです。

本日、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和4年厚生労働省告示第161号）が別添のとおり公布されました。

貴県等におかれましては、管内事業所等への周知を徹底し、令和4年10月1日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、今般創設した「介護職員等ベースアップ等支援加算」の具体的な運用等につきましては、別途お知らせする予定であることを申し添えます。

		別表	別表
	別表	別定床モニタービス介護給付費単位数表	別定床モニタービス介護給付費単位数表
1	1	訪問介護費	訪問介護費
イ～ヂ (略)	イ～ヂ (略)		
リ 介護職員等ベースアップ等支援加算	リ 介護職員等ベースアップ等支援加算		
<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、伊からホまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。	<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、伊から二までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。		
2 訪問入浴介護費	2 訪問入浴介護費		
イ～ヘ (略)	イ～ヘ (略)		
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算		
<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、伊からニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。	<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、伊からニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。		
3～5 (略)	3～5 (略)		
6 通所介護費	6 通所介護費		
イ～ヘ (略)	イ～ヘ (略)		
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算		
<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、伊からニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。	<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、伊からニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。		
7 通所リハビリテーション費	7 通所リハビリテーション費		
イ～ト (略)	イ～ト (略)		
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		
<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、伊からホまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。	<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、伊からホまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。		

8 短期入所生活介護費（1日につき）

8 短期入所生活介護費（一口につき）

1) 介護職員等ベースアップ等支援加算

(卷之三)

介護職員等ベースマップ支援加算
別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療入所生活介護事業所が、利川川に対し、指

9 短期入所療養介護費
ア 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

（略）
介護職員等ベースアップ等支援加算

別行圖生學(勸善書卷之三)

11 するものとして都道府県知事に届け出た指定定期入所療養介護事業所が、利用者に対し、
指定定期入所療養介護を行った場合は、(1から)8までにより算定した単位数の1000分の
8に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(1)～(4) (略)
12 介護職員等ベアツマツ等支擇加算

江別市に埠守が開拓人としてある並んで運営している新豊浦高等の高金の貸付を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た特許認定個人所務業介護事業所が、利用者に対する指定定期個人所務業介護を行った場合は、(1)から(3)までにより算定した単位数の1000分のうち相当する単位数を所定単位数に加算する。

(1)～(9) (略)
30 介護職員等ベースアシスト等支援加算

主別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改訂等を実施して
るものとして都道府県知事に届け出た指定廻期入所介護事業所が、利用者に対し、

【補足】個人所持券引渡しを受けた場合は、(1)から(7)までにより算定した単位数の100万分の
1に相当する単位数を所持単位数に加算する。

別に厚生労働省大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しておられるところである。そこで、本件は、厚生労働省が定めた基準に適合するものと認められることは、問題ない。したがって、本件は、厚生労働省が定めた基準に適合するものと認められることは、問題ない。

指定期間人別収益実績を行った場合は、(1)から(3)までにより算定した単位収の1000分の
うに相応する出荷箇所別単位収益で加重する。

示 介護医療院における短期入所棟介護費
①～⑤(略)

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施して

いるものとして都道府県知事に届けられた指定販入所兼介護事業所が、利用者に対し、指定認可入所兼介護事業を行った場合は、(1)から(3)までにより算定した単位数の100分の5に相当する単位数を設定単位数に加算する。

10 指定施設入居者生活介護費

イ～リ (略)

又 介護職員等ベースアッフ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施してい るものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位数の1600分の15に相当する 単位数を所定単位数に加算する。

11 (略)

(註)施設若手・又バイト等の事例に適用する場合の「若手」(ナノ・ナガシタヒコモリ)は、1歳未満の男の子の場合は母子手当。

(施設若手は母子手当)

11 指定施設入居者生活介護費

イ～リ (略)

(新設)

名	内	外	名	内	外
---	---	---	---	---	---

別表

指定施設サービス等介護給付費単位数表

1 介護福祉施設サービス

イ～ウ (略)

(新設)

又 介護職員等ベースアッフ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施してい るものとして都道府県知事に届け出た指定老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護 福祉施設サービスを行った場合は、イからラまでにより算定した単位数の1000分の16に相 当する単位数を所定単位数に加算する。

2 介護保健施設サービス

イ～ク (略)

(新設)

又 介護職員等ベースアッフ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施してい るものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設 サービスを行った場合は、イからノまでにより算定した単位数の1000分の8に相当する単 位数を所定単位数に加算する。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(新設)

又 介護職員等ベースアッフ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施してい るものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、 指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(8)までにより算定した単位数の1000 分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(新設)

又 介護職員等ベースアッフ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施してい るものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、 指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(8)までにより算定した単位数の1000 分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(イからハまでの注²)のただし書に該当する場合又はイからハまでの注²若しくは注³を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額)からイの規定による費用の額(イからハまでの注¹)のただし書に該当する場合又はイからハまでの注²若しくは注³を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額)を差し引いた額

(イからハまでの)一のただし書に該当する場合又はイからハまでの(イ)若しくは(二)を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額(イ)から(イ)の規定による費用の額(イ)から(イ)までの(イ)のただし書に該当する場合又はイからハまでの(イ)若しくは(二)を算定してある場合にあつては、これらの規定による費用の額(イ)を差し引いた額

注6、注21及び本から¹までの規定による計算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のロヌはハを算定している場合において、口又はハの規定による費用の額（イからハまでの注1のただし書に該当する場合にあっては、この規定による費用の額）からイの規定による費用の額（イからハまでの注1のただし書に該当する場合にあっては、この規定による費用の額）を差し引いた額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注2、注7及びメからワまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のヘからリまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のホからチまでの規定による加算に係る費用の額

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注16、イ(4)

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の1/1から3/3までの注16、イから
算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活金
額のホからトまでの規定による加算に係る費用の額

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の1/1から3/3までの注16、イから
算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活金
額のホからトまでの規定による加算に係る費用の額

口(8)、ハ(6)、二(6)並びにホ(9)及び他の保有費用の額並びにイ(8)から9まで、口(9)から10まで、ハ(7)から19まで、二(7)から19まで及びホ(9)から19までの規定による計算に係る費用の額並びに九
指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防施設入居者生活介護費のイ(6)及び(2)の規定による計算に係る費用の額並びにイ(8)から19まで、口(8)から19まで、二(6)から19まで、二(7)から19まで及びホ(9)から19までの規定による計算に係る費用の額並びに
二(6)、イ(6)、口(7)、ハ(5)、二(5)、ホ(8)及び10に係る費用の額並びにイ(8)から19まで、口(8)から19まで、二(6)から19まで及びホ(9)から19までの規定による計算に係る費用の額並びに
指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のトからリまでの規定による計算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防施設入居者生活介護費のイ(6)及び(2)の規定による計算に係る費用の額並びに
居者に活用料の二から八までの規定による計算に係る費用の額

十一 指定地域密着型サービスに対する費用の額の算定に関する基準 平成十八年四月生労省告示第一百一十八号 別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という)の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロの注5から注11まで並びに本及びチからルまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の役割対応型訪問介護費のイ及びロの注3から注6まで並びに二からトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイ及びロの注

十一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省公示第一百一十八号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロの注記から注10まで並びに注11及び子からスまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の後間対応型訪問介護費のイ及びロの注3から注10まで並びに二からヘまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイ及びロの注記

5、注9及び注24並びにハからへまでの規定による加算又は減算に係る費用の額
十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注
3、注5及び注17並びにハからへまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定地
域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示
第百一十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対
応型通所介護費のイ及びロの注3、注5及び注16並びにハからへまでの規定による加算又は減
算に係る費用の額

（二）注9及び注24並びにハからホまでの規定による計算又は減算に係る費用の額
十二 指定地域密着型サービス介護給付費申込数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注
3、注5及び注17並びにハからホまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定地
域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示
第二百一十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費申込数表の介護予防認知症封
心型通所介護費のイ及びロの注3、注5及び注16並びにハからホまでの規定による加算又は減
算に係る費用の額

十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型住宅介護費の、及び口の注7から注9まで、リ、又及び口からタまでの規定による計算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型住宅介護費のイ2を算定してい場合において、イ2の規定による費用の額（イ及び口の注2のただし書に該当する場合又はイ及び口の注4を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）からイ1の規定による費用の額（イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注4を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）を差し引いた額を算定する。

十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のヲからカまでの規定による計算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防小規模多機能型住宅介護費のイ2の規定による費用の額（イ及び口の注2のただし書に該当する場合又はイ及び口の注4を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）からイ1の規定による費用の額（イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注4を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）を差し引いた額を算定する。

十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のトからリまでの規定による計算に係る費用の額

十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ及び口の注6から注8まで並びにフからシまで及びナからムまでの規定による計算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ2を算定している場合において、イ2の規定による費用の額（イ及び口の注2のただし書に該当する場合又は注4を算定してい場合にあっては、これらの規定による費用の額）からイ1の規定による費用の額（イ及び口の注1のただし書に該当する場合又はイ及び口の注4を算定している場合にあっては、これら

別表	指定期回・随時対応型訪問介護石膏費 イ～又（略）	指定期回・随時対応型訪問介護石膏費 イ～又（略）	別表	指定期回・随時対応型訪問介護石膏費 イ～又（略）	指定期回・随時対応型訪問介護石膏費 イ～又（略）
1 定期巡回・随時対応型訪問介護石膏費 ル 介護職員等ベアスアップ等支援加算	1 定期巡回・随時対応型訪問介護石膏費 注 別に早生が転入日が定める基準に適合してい るものとして市町本長に届け出た指定期回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利川 苦に対し、指定期回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1から2までにより 算定した単位数の1000分の2分に相当する単位数を所定単位数に加算する。	1 定期巡回・随時対応型訪問介護石膏費 イ～又（略）	1 定期巡回・随時対応型訪問介護石膏費 イ～又（略）	1 定期巡回・随時対応型訪問介護石膏費 イ～又（略）	1 定期巡回・随時対応型訪問介護石膏費 イ～又（略）

<p>2 夜間対応型訪問介護費</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>ト <u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u></p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業者が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>2の2 地域密着型通所介護費</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>ハ <u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u></p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業者が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>3 認知症対応型通所介護費</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>ハ <u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u></p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た中型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用指導認可対応型通所介護事業者が、利用者に対し、若年認知症対応型通所介護を行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>4 小規模多機能型居宅介護費</p> <p>イ～ダ (略)</p> <p>レ <u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u></p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業者が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからカまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>5 認知症対応型共同生活介護費</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>ミ <u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u></p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業者が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからヲまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>6 地域密着型特定施設入居者生活介護費</p> <p>イ～リ (略)</p> <p>ヌ <u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u></p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>2 夜間対応型訪問介護費</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2の2 地域密着型通所介護費</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 認知症対応型通所介護費</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 小規模多機能型居宅介護費</p> <p>イ～ダ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 認知症対応型共同生活介護費</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6 地域密着型特定施設入居者生活介護費</p> <p>イ～リ (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p>7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>ク 介護職員ベースアップ等支援加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、イからナまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>8 模倣型サービス費</p> <p>イ～ム (略)</p> <p>ウ 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからナまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>																								
<p>第6章 生活介護料金等の取扱いの範囲と算定方法</p> <p>(第1回～第2回の算定方法)</p>	<p>第6章 生活介護料金等の取扱いの範囲と算定方法</p> <p>(第3回～第4回の算定方法)</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基</th> <th style="text-align: center;">日</th> <th style="text-align: center;">週</th> <th style="text-align: center;">月</th> <th style="text-align: center;">年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表</td> <td style="text-align: center;">別表 指定介護予防訪問入浴介護費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 介護予防訪問入浴介護費</td> <td style="text-align: center;">1 介護予防訪問入浴介護費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ～ヘ (略)</td> <td style="text-align: center;">イ～ヘ (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ト 介護職員等ベースアップ等支援加算</td> <td style="text-align: center;">ト 介護予防訪問入浴介護費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。</td> <td style="text-align: center;"><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">2～4 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 介護予防通所リハビリテーション費 (1ヶ月につき)</td> <td style="text-align: center;">5 介護予防通所リハビリテーション費 (1ヶ月につき)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ～ヲ (略)</td> <td style="text-align: center;">イ～ヲ (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ 介護職員等ベースアップ等支援加算</td> <td style="text-align: center;">ロ 介護予防通所リハビリテーション費 (1ヶ月につき)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。</td> <td style="text-align: center;"><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。</td> </tr> </tbody> </table>	基	日	週	月	年	別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表	別表 指定介護予防訪問入浴介護費	1 介護予防訪問入浴介護費	1 介護予防訪問入浴介護費	イ～ヘ (略)	イ～ヘ (略)	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	ト 介護予防訪問入浴介護費	<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。	<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。	2～4 (略)	2～4 (略)	5 介護予防通所リハビリテーション費 (1ヶ月につき)	5 介護予防通所リハビリテーション費 (1ヶ月につき)	イ～ヲ (略)	イ～ヲ (略)	ロ 介護職員等ベースアップ等支援加算	ロ 介護予防通所リハビリテーション費 (1ヶ月につき)	<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。	<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
基	日	週	月	年																					
別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表	別表 指定介護予防訪問入浴介護費																								
1 介護予防訪問入浴介護費	1 介護予防訪問入浴介護費																								
イ～ヘ (略)	イ～ヘ (略)																								
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	ト 介護予防訪問入浴介護費																								
<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。	<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。																								
2～4 (略)	2～4 (略)																								
5 介護予防通所リハビリテーション費 (1ヶ月につき)	5 介護予防通所リハビリテーション費 (1ヶ月につき)																								
イ～ヲ (略)	イ～ヲ (略)																								
ロ 介護職員等ベースアップ等支援加算	ロ 介護予防通所リハビリテーション費 (1ヶ月につき)																								
<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。	<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。																								
<p>別表</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防訪問入浴介護費</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>ト 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 介護予防通所リハビリテーション費 (1ヶ月につき)</p> <p>イ～ヲ (略)</p> <p>ロ 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p><u>注</u> 别に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>別表</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防訪問入浴介護費</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>ト 介護予防通所リハビリテーション費 (新設)</p> <p><u>注</u> 别に厚生労働大臣が定める基準に適合していける介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 介護予防通所リハビリテーション費 (1ヶ月につき)</p> <p>イ～ヲ (略)</p>																								

<p>別表 指定地地域総合型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ～ホ (略)</p> <p>△ 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃ぐとの改書等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>別表 指定地地域総合型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ～ホ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 介護予防小規模多機能型居宅介護費 イ～ヲ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 介護予防認知症対応型共同生活介護費 イ～ワ (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

(厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部改正)

第七条 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成十八年厚生労働省告示第百六十七号)の一部を次の表のようすに改正する。

別表第一	別表第一
1・2 (略)	1・2 (略)
3 訪問入浴介護	3 訪問入浴介護
イ (略)	イ (略)
ロ 訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及びロから <u>上</u> までについては、適用しない。	ロ 訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及びロから <u>上</u> までについては、適用しない。
4・5 (略)	4・5 (略)
6 指定通所介護	6 指定通所介護
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ハ イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から注22まで及び二から <u>上</u> までについて、適用しない。	ハ イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から注22まで及び二から <u>上</u> までについて、適用しない。
7 指定通所リハビリテーション	7 指定通所リハビリテーション
イ (略)	イ (略)
ハ 通所リハビリテーション費のイからハまでの注1から注22まで及び一から <u>下</u> までは、適用しない。	ハ 通所リハビリテーション費のイからハまでの注1から注22まで及び一から <u>下</u> までは、適用しない。
8 (略)	8 (略)
9 指定地域密着型通所介護	9 指定地域密着型通所介護
イ～ハ (略)	イ～ハ (略)
ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイ及びロの注1から注22まで、注24及び注25並びにハから <u>上</u> までについては、適用しない。	ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイ及びロの注1から注22まで、注24及び注25並びにハから <u>上</u> までについては、適用しない。
10 指定認知症対応型通所介護	10 指定認知症対応型通所介護
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注18まで並びにハから <u>上</u> までについては、適用しない。	ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注18まで並びにハから <u>上</u> までについては、適用しない。
別表第二	別表第二
1～3 (略)	1～3 (略)
4 指定介護予防訪問入浴介護	4 指定介護予防訪問入浴介護
イ (略)	イ (略)
ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及び <u>上</u> までについては、適用しない。	ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及び <u>上</u> までについては、適用しない。
5・6 (略)	5・6 (略)
7 指定介護予防通所リハビリテーション (1月につき)	7 指定介護予防通所リハビリテーション (1月につき)
イ～ホ (略)	イ～ホ (略)
ヘ イからホまでについては、介護予防通所リハビリテーション費のイの注1から注8まで及びから <u>上</u> までについては、適用しない。	ヘ イからホまでについては、介護予防通所リハビリテーション費のイの注1から注8まで及びから <u>上</u> までについては、適用しない。

8 (略)

9 指定介護予防認知症対応型通所介護

イ・ホ (略)

ヘ イから今までについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ放351の注1から注17まで並びにハから△までについては、適用しない。

10・11 (略)

(厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第八条 厚生労働大臣が定める基準(平成二〇年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次の表のように改正する。

(該規定分は改正部分)

当	正	後	前	(新設)
改	正	補		

四の二 訪問介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合しない。

イ 介護職員等の他の職員の賃金改悪による賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定期間の額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれより

ハ これについて賃金改悪に要する費用の見込額の三分の一以上を基本給又は決まりて毎日又はわれる手当に充てる賃金改悪に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じるに

ヨ 指定訪問介護事業所において、賃金改悪に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の待遇改悪の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ること。

八 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定期間に相当する賃金改悪を実施するにあたり、ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改悪分を除く)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

二) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の待遇改善に因る実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算はから組までのいすれかを算定してくること。
ベ 口の届出に係る計画の期間中に実施する職員の待遇改悪に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

六の二 訪問入浴介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四条の二の規定を準用する。

一十四の二 通所介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四条の二の規定を準用する。

一十四の四・一十四の五 (略)

一十四の二 通所介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四条の二の規定を準用する。

8 (略)

9 指定介護予防認知症対応型通所介護

イ・ホ (略)

ヘ イから今までについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ放351の注1から注17まで並びにハから△までについては、適用しない。

10・11 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

二十四の四・二十四の五 (略)

二十四の三 短期入所療養介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四の三の規定を準用する。

二十九の四・二十九の五 (略)

四一の三 短期入所療養介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四の三の規定を準用する。

四一の二 特定施設入居者生活介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四の三の規定を準用する。

四十八の三 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 介護職員その他の職員の賃金改善につきて、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定期間見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改訂に要する費用の見込額の三分の一以上を基本給又は決まって前回支払われる手当に充てる賃金改訂に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じること。

ロ 指定期間巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出していること。

ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定期間に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

ニ 当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

ホ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算のから神までのいずれかを併定してること。

ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ゴの二 夜間対応型訪問介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八の三の規定を準用する。

五十の四・五十の十 (略)

五十の二 地域密着型通所介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八の三の規定を準用する。

五十の十一 (略)

五十一の三 認知症対応型通所介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八の三の規定を準用する。

五十八の三 小規模多機能型通所介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八の三の規定を準用する。

二十四の二・二十四の四 (略)

(新設)

二十九の二・二十九の四 (略)

(新設)

五十一の二・五十一の十 (略)

(新設)

五十一の十一 (略)

(新設)

五十一の二・五十一の十 (略)

(新設)

五十九の四・五十九の六 (略)	五十九の二・五十九の五 (略)
六十の三 認知症対応型共同生活介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準 第四十一条の二の規定を準用する。	六十の二 (略) (新設)
六十の四 (略)	六十の三 (略) (新設)
六十の三 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準 第四十一条の二の規定を準用する。	六十の二 (略) (新設)
七十二の三 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準 支援加算の基準 第四十一条の二の規定を準用する。	七十二の二 (略) (新設)
八十一の三 複合型サービス費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準 第四十一条の二の規定を準用する。	八十一の二 (略) (新設)
八十八の二 介護福祉施設サービスにおける介護職員等ベースアップ等支援加算の基準 第四十一条の二の規定を準用する。	八十八の一 (略) (新設)
九十四条の二 介護保健施設サービスにおける介護職員等ベースアップ等支援加算の基準 第四十一条の二の規定を準用する。	九十四条の二 (略) (新設)
九十九の二 介護療養施設サービスにおける介護職員等ベースアップ等支援加算の基準 第四十一条の二の規定を準用する。	九十九の二 (略) (新設)
百の九 介護医療院サービスにおける介護職員等ベースアップ等支援加算の基準 第四十一条の二の規定を準用する。	百の九 (略) (新設)
百十四の二 介護予防訪問入浴介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準 基準 第四十一条の二の規定を準用する。	百十四の二 (略) (新設)
百十四の四 (略)	百十四の二 (略) (新設)
百十七の二 介護予防短期入所生活介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準 第四十一条の二の規定を準用する。	百十七の二 (略) (新設)
百十七の四・百十七の五 (略)	百十七の二・百十七の四 (略)
百十九の二 介護予防短期入所療養介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準 第四十一条の二の規定を準用する。	百十九の二 (略) (新設)
百十九の四・百十九の五 (略)	百十九の二 (略) (新設)
百二十の二 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準 第四十一条の二の規定を準用する。	百二十の二 (略) (新設)

<p><u>白二十一の四・二十二の五</u> (略)</p> <p><u>白二十一の二</u> 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準</p> <p><u>第二十ニハ廿の二</u> の規定を準用する。</p> <p><u>第二十二の二</u> 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準</p> <p><u>第二十二ハ廿の二</u> の規定を準用する。</p> <p><u>第二十二の四・二十二の六</u> (略)</p> <p><u>二二一九の二</u> 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準</p> <p><u>第四十ハ廿の二</u> の規定を準用する。</p> <p><u>二二一九の二</u> 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準</p> <p><u>第四十ハ廿の二</u> の規定を準用する。</p> <p><u>二二一八</u> 通所型サービス費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準</p> <p><u>第四十ハ廿の二</u> の規定を準用する。</p> <p><u>第九条</u> 介護保険法施行規則第三十条の二十一の二第一項、同項中の規定を厚生労働大臣が定める基準 (令和二年厚生労働省令第百一十九) の一部を次のように改正する。</p> <p>(施設料) (施設料は改正部分)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改</th><th style="text-align: center;">旧</th><th style="text-align: center;">現</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	改	旧	現			
改	旧	現					
<p>別表</p> <p>単位数表</p>							
<p><u>1 訪問型サービス費</u></p> <p><u>イヘル</u> (略)</p> <p><u>フ 介護職員等ベースアップ等支援加算</u></p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た訪問型サービス事業所が、利用者に対して、訪問型サービスを行った場合は、伊からリまでより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を算定単位に加算する。</p>	<p>別表</p> <p>単位数表</p>						
<p><u>2 通所型サービス費</u></p> <p><u>イ～ヨ</u> (略)</p> <p><u>タ 介護職員等ベースアップ等支援加算</u></p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対して、通所型サービスを行った場合は、伊からリまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を算定単位に加算する。</p>	<p><u>1 訪問型サービス費</u></p> <p><u>イヘル</u> (略)</p> <p><u>（新設）</u></p>						
<p><u>2 通所型サービス費</u></p> <p><u>イ～ヨ</u> (略)</p> <p><u>（新設）</u></p>							